

京都市衛生公害研究所条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成 21 年 3 月 26 日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 85 号

京都市衛生公害研究所条例施行規則の一部を改正する規則

京都市衛生公害研究所条例施行規則の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項を削る。

別表環境衛生に関する試験又は検査の項中

600
2,000

を

」

「

1,000
2,000

に改める。

」

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に依頼があった試験に係る手数料については、なお従前の例による。

(保健福祉局衛生公害研究所管理課)